

## 第 3 7 回議会力向上会議記録（抄）

（30. 10. 22）

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

#### 1. 議会報告会に係る各高等学校への協力要請の状況について（資料1参照）

10月15日から、座長を中心に市内の高等学校（24校）に対して、議会報告会への協力要請を行っており、現時点（平成30年10月22日現在）で9校の訪問を終え、今月末まで市内全高等学校の訪問を行う旨の報告があった。

#### 2. 堺市議会業務継続計画（BCP）に係る対応マニュアル策定について（資料2及び3参照）

本マニュアルの策定について、集中的に議論を行ったワーキンググループ（座長：裏山議員）よりBCP改正案の提案及び対応マニュアル案を取りまとめた旨の報告があった。

##### 【協議結果】

本件については、再度、各会派等に持ち帰って両案を検討し、次回の会議で意向等を聴取の上、協議することを確認した。

#### 3. 議会審議の見直しについて

前期において議論を行った正副座長たたき台案及び各会派等から提案された案も含め、以下の論点について、各会派等の意向を聴取した。

##### 【正副座長たたき台案等の主な論点】

###### ○予算・決算審査特別委員会の審議方法について

- ①予算・決算審査特別委員会を現在の6常任委員会単位の分科会方式から、2つの分科会（第1分科会・第2分科会）にまとめ、個々の議員が3つの常任委員会の所管する予算・決算の分野を質疑できるようにすること。
- ②決算審査特別委員会について、当初のたたき台案では会期外（10月）の開催としていたが、修正後のたたき台案のとおり、現行の8月定例会の会期内の開催とすること。
- ③総括質疑を1日開催（予備日をなくす）とすること。
- ④予算・決算審査特別委員会と常任委員会の開催順序について、最終本会議に向けた事務作業の平準化等を考慮し、先に予算・決算審査特別委員会の審査を行い、終了後に常任委員会の審査を行うこと。
- ⑤予算・決算審査特別委員会の質疑（分科会、総括質疑）の時間について、24人の委員が分科会3日間の会議時間内で質疑を行えるようにするため、答弁時間を含めて算出した（案1）と、答弁時間を含まないで算出した（案2）の比較。

(案1)

	持ち時間	運 営
分科会 (3日間)	分科会3日間で1人40分以内とする	答弁時間を含む
総括質疑 (1日)	各会派等の持ち時間は、「7分×会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含む 会派においては、代表して1人が行う

(案2)

	持ち時間	運 営
分科会	各会派等の持ち時間は、各分科会の審議日(1日)ごとに、「7分×分科会会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含まない
総括質疑 (1日)	各会派等の持ち時間は、「7分+3分×会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含まない 会派においては、代表して1人が行う

⑥討論について、本会議での討論時間と同様、1人(会派においては代表して1人)20分以内とすること。

○本会議における質疑について(大綱質疑)

- 2月・8月定例会において、試行中の代表質問(会派を代表して行う「代表質問」の場と「その他大綱質疑」を区別して設ける方法)について、試行案のとおり本格実施するかどうか。
- 予算・決算審査を行う2月・8月定例会において、1人あたりの発言の持ち時間を答弁時間を含めて20分とすること。
- 5月・11月定例会については、現行の審議方法(「議案質疑」の場と「一般質問」の場を区別して設ける)のとおりとするが、一人あたりの発言の持ち時間を2月・8月定例会とあわせるかどうか。

○委員間討議の本格実施について

試行時の申し合せのとおり運用方法で本格実施するか、または試行を続けるか。

【各会派等より出された主な意見】

※下記①～⑤は前記の【正副座長たたき台案等の主な論点】の番号を示す

大阪維新の会 堺市議会議員団	(予算・決算審査特別委員会の審査方法について) ①たたき台案のとおりでよい。ただし、予算・決算審査特別委員会の2つの分科会の委員については、所属委員が責任感を持って、1つの分科会に1年間通して所属することが重要なのではないか。
-------------------	--

	<p>③現行どおり 2 日目を予備日として確保すべきである。</p> <p>⑤案 2 でよい。 (本会議における質疑について)</p> <p>○たたき台案のとおりでよい。 (委員間討議について)</p> <p>○長年、試行を継続しており、本格実施でよい。</p>
<p>公 明 党 堺 市 議 団</p>	<p>(予算・決算審査特別委員会の審査方法について)</p> <p>①たたき台案のとおりでよい。予算・決算審査特別委員会の 2 つの分科会の委員選出は各会派に任せてはどうか。</p> <p>② 2 つの分科会 (委員数各 2 4 人) の各会派等ごとの人数枠は、各 3 常任委員会に所属する各会派等の委員数とするのがよい。</p> <p>③質疑の持ち時間とも関連することであり、引き続き検討を要する。また、総括質疑での会派の質疑人数を 2 人に絞るなど、コンパクトにすれば、1 日で終了する可能性が高いのではないか。</p> <p>⑤議員の持ち時間は保障すべきであり、案 2 の答弁時間を含まない運営がよい。持ち時間については検討が必要である。 (本会議における質疑について)</p> <p>○本会議の質疑の持ち時間は、予算・決算審査特別委員会の分科会、総括質疑の持ち時間に関連するので、検討が必要である。また代表質問は継続すべきである。 (委員間討議について)</p> <p>○試行期間終了後の平成 3 1 年度以降に本格実施してはどうか。</p>
<p>自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ</p>	<p>(予算・決算審査特別委員会の審査方法について)</p> <p>①たたき台案のとおりとし、2 つの分科会の所属委員は、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会で交代してはどうか。また、会派内で決定することも差し支えない。</p> <p>③基本的には 1 日とするが、足りない場合は 2 日目を予備日としてもよい。</p> <p>⑤案 2 の答弁時間を含まない運営でよいが、持ち時間については検討が必要である。 (本会議における質疑について)</p> <p>○たたき台案のとおりでよい。 (委員間討議について)</p> <p>○現状を考えると試行を継続し、改選後に議論すべきである。</p>

ソ レ イ ユ 堺	<p>(予算・決算審査特別委員会の審査方法について【別紙参照】)</p> <p>①たたき台案のとおりでよい。予算・決算審査特別委員会の2つの分科会の委員選出は各会派に任せてはどうか。</p> <p>③現行どおり2日目を予備日とし、質疑の持ち時間についても、現行どおりの「13分×会派等構成議員数」(答弁時間を含まない)とすべきである。</p> <p>⑤発言時間の短縮を前提とした議論は受け入れられない。現行どおり1人あたり30分以内(答弁時間を含まない・3日間合計)とする。30分を10分ずつ3日間に割り振る考え方(答弁時間を含まない)については、賛同の余地がある。</p> <p>(本会議における質疑について)</p> <p>○発言時間を減らすことは反対である。予算・決算審査特別委員会での議論が充実したから、本会議の質疑時間を減らすという理論は理解できるが、時間を減らすだけの議論は本末転倒である。</p> <p>(委員間討議について)</p> <p>○本格実施すればよい。但し、討議時間を45分もしくは60分に拡充すべきである。</p>
日 本 共 産 党 堺 市 議 会 議 員 団	<p>(予算・決算審査特別委員会の審査方法について)</p> <p>①たたき台案のとおりでよい。予算・決算審査特別委員会の2つの分科会の委員選出は各会派に任せてはどうか。</p> <p>③現行どおり2日目を予備日とし、質疑の持ち時間についても現行どおりとすべきである。また、働き方改革の観点から午後5時の終了を前提に考えるのであれば、日数を増やすことも検討してはどうか。</p> <p>⑤現行どおりの発言時間とし、持ち時間の短縮は受け入れられない。</p> <p>(本会議における質疑について)</p> <p>○本会議の質疑の持ち時間を減らすことには反対であり、現行のままでよい。また現行の代表質問は必要なのか疑問である。</p> <p>(委員間討議について)</p> <p>○本格実施した際に機能するのか、疑問がある。時間延長も含めて試行を継続した方がよい。</p>
長 谷 川 俊 英 議 員	<p>①たたき台案のとおりでよい。予算・決算審査特別委員会の2つの分科会の委員選出は各会派に任せてはどうか。</p> <p>③日数にはこだわらないが、発言時間は現行の水準を確保す</p>

	<p>べきであり、発言時間を抑制するような改革は行うべきではない。</p> <p>⑤現行の1人あたり30分以内の発言時間（答弁時間を含まない）は、本市議会において伝統的に引き継がれてきたものであり、確保されるべきである。</p> <p>（本会議における質疑について）</p> <p>○代表質問の検証が必要である。2月・8月定例会で、代表質問を行うことで、会派に属さない議員の発言時間まで20分にされるのはいかがなものか。</p> <p>また、大綱質疑以外の質疑及び質問の持ち時間は、1人1議題20分以内（答弁時間は含まない）としている一方で、全議案や一般質問を含む大綱質疑については、答弁時間を含む20分以内とするのは論理的に整合しない。本件についての本質的な議論が一切なされていない。</p> <p>（委員間討議について）</p> <p>○本格実施か試行を継続するかは、各会派等の意向に合わせる。現行の討議時間を1議題30分としているのは、常任委員会の審議を1日で終えることを前提としているからである。その部分の見直しを提起すべきである。</p>
--	--

#### 【協議結果】

合意事項については別紙参照。なお、合意されなかった事項については各会派等に持ち帰り、次回改めて協議を行う。

#### 4. 第38回、第39回及び第40回議会力向上会議の開催日時について

本件については、年内中に3回開催することとし、第38回を平成30年11月13日（火）10時、第39回を平成30年11月30日（金）10時、第40回を平成30年12月18日（火）13時から開催することとした。